

第〇〇-〇〇号

立入調査員証

所 属 豊田市役所
職 名 〇〇
氏 名 〇〇 〇〇
生年月日 〇年〇月〇〇日

(写真)

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立ち入り調査の権限を有する者であることを証明する。

令和〇年〇月〇日発行（令和〇年〇月〇日まで有効）

豊田市長 太田 稔彦

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第9条 (略)

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ちらせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。